

加古川市広報発行要綱

(趣旨)

第1条 市政その他必要な事項を周知するため、広報かこがわ（以下「広報」という。）を発行する。

(掲載事項)

第2条 広報に掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 市が主催又は共催する行事に関する事項
- (3) 市が実施する主な事務事業に関する事項
- (4) その他必要な事項

(広報の発行事務)

第3条 広報の編集及び発行は、企画部企画広報課で行う。

(広報の様式)

第4条 広報の様式は、日本工業規格A4判とし、毎号32頁又は28頁とする。ただし、必要に応じて頁を増減することができる。

(発行)

第5条 広報は、毎月1日に発行する。ただし、必要に応じて発行日を変更し、又は臨時に発行することができる。

(配布)

第6条 広報は、市内全世帯及び市長が必要と認めたものに無料配布するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広報の発行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。